

令和8年度 木の香淡海の家推進事業（木塀）

申請から完了までの流れ

助成事業者

1. 県内で建設業（建築一式）を営む者
2. 建築主と工事請負契約を結び住宅等の建築工事を行う者
3. 本事業の助成金申請書を提出し決定通知を受けた者

申請者の手続き
協議会の手続き

助成金交付申請書の提出
(様式第1号～第5号)

申込条件

1. 木塀設置の助成対象となる住宅等は、一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等とする。
2. 屋外に固定され、容易に持ち運びができない工作物であること。
3. 助成対象となる木塀は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
4. 木塀設置に使用する製材品は、びわ湖材 取扱認定事業者またはびわ湖材製品加工認定事業者で製材されたものを使用すること。
5. 助成対象面積が、10㎡以上であること
6. 建築基準法等その他の関係法令に適合していること。
7. 建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」を使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRに努めること。

助成金交付申請書の添付書類

1. 木の香る淡海の家推進事業助成金申請書 (様式第1号)
2. 助成にかかる施主の確認書(様式第2号)
3. びわ湖材調達内訳書(様式第3号)
4. 設置現場位置図(様式第4-1号)
5. 配置図（道との関係がわかるもの） (様式第4-2号)
6. 事業計画書(様式第5号)
7. 請負契約書等の写し
8. 木塀設置箇所を明記した図面(平面図等)、施工面積および助成対象面積の算出に必要な図面、面積算出表。びわ湖材の使用要な図面、面積算出表。びわ湖材の使用部分は必ず部材ごとに色分けして着色しておくこと。
9. その他協議会が確認のため必要な書類

申請内容の審査を行います。

審査会 助成金交付の決定

(県産木材活用推進協議会)

審査の結果、申請内容が適正であれば、助成金の交付の決定通知を行います。併せて説明会の開催日時を通知します。

助成金交付の決定通知 (様式第8号)

(県産木材活用推進協議会)

事業実施の注意事項等の説明をします。(必ず出席してください)

説明会の開催

検査前日までに提出
添付資料

- ①びわ湖材証明書
- ②びわ湖材使用内訳書 (様式第3号)

びわ湖材活用住宅確認申請書の提出
(様式第7号)

木塀設置完了後速やかに使用状況の確認を受けること

(最終確認は令和9年3月18日まで)

現地確認時準備書類：納材伝票

びわ湖材使用状況の確認

びわ湖材活用住宅等であることを確認

確認結果の通知 (様式第7号)

事業完了後速やかに提出
添付資料

- ・事業実績書 (様式第9号)
- ・びわ湖材使用内訳書の確認書類 (びわ湖材証明書・納品書) 等

事業実績報告書の提出
(様式第8号)

実績報告が適当と認めるとき

助成金の確定 (様式第10号)

助成金の請求 (様式第11号)

指定の口座に振り込みます。

助成金の交付